

## 諮問第40号の答申

## 就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更

## (名称の変更) について (案)

本委員会は、諮問第40号による就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更(名称の変更)について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

## 記

## I 就業構造基本調査の変更

## 1 承認の適否

統計法(平成19年法律第53号)第10条各号の要件(作成目的に照らした必要性及び十分性、統計技術的な合理性及び妥当性並びに他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性)に適合しているため、就業構造基本調査の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については計画を修正する必要がある。

## 2 理由等

就業構造基本調査は、表1のとおり、5年ごとに、国勢調査の調査区から抽出された調査区内の世帯及びその世帯の15歳以上の世帯員を対象として、就業構造基本調査調査票を用い、調査員が調査票の配布・収集を行う調査員調査等により実施されている。

今回、総務省は、就業構造基本調査について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。)等において指摘されている少子高齢化の進展や非正規雇用者の増加などの近年の社会経済情勢の変化や東日本大震災の発生等を踏まえ、

- ① 少子高齢化の進展やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への対応のための育児・介護に関する調査事項の追加や非求職理由等に関する調査事項の選択肢における「出産・育児のため」の明示
- ② 非正規雇用者の実態把握のための雇用契約期間に関する調査事項の追加
- ③ 東日本大震災の仕事への影響等に関する調査事項の追加
- ④ 過去の調査結果からみて、時系列的に大きな変化がない調査事項の削除

など、調査事項に関し10項目の変更、13項目の追加、5項目の削除を行うほか、これに伴う集計事項の変更を行い、平成24年10月に実施することを計画している。

なお、今回の調査事項の変更は、平成18年の統計審議会答申(「諮問第313号の答申平成19年に実施される就業構造基本調査の計画について」(平成18年12月8日統審議第11号。以下「前回答申」という。))において、今後の課題とされていた雇用契約期間の見直し等にも全て対応したものである。

また、調査方法に関し、調査実施の効率化等の観点から、インターネットを用いた回答方式の対象地域を大幅に拡大することも計画している。

これらに関する具体的な変更計画及び当該変更計画に対する適否等については、以下のとおりである。

表1 就業構造基本調査の概要

調査票の種類	対象（平成24年調査）	調査事項
就業構造基本調査調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員約108万人を対象に調査する。</li> <li>・調査対象世帯は、国勢調査の調査区を利用して抽出している。</li> </ul>	（有業者関係） 従業上の地位、雇用形態、産業、転職又は追加就業の希望の有無等 （無業者関係） 就業希望の有無、非就業希望理由等

（1）調査事項

ア 調査事項の変更、充実等

（ア）少子高齢化の進展やワーク・ライフ・バランスへの対応

総務省は、少子高齢化の進展等への対応の観点から、表2及び表3のとおり、調査事項を変更及び追加することを計画している。これらについては、次のとおりである。

a 希望就業時間と実際の就業時間との格差に関する調査対象者の拡大

多様な働き方を希望する就業者の増加等への対応の観点から、「就業時間の増減希望」を把握する調査事項について調査票上の位置を変更するとともに、その調査対象者を、従来の継続就業希望者<sup>(注)</sup>のみから新たに全ての有業者（仕事をすっかりやめてしまいたい者を除く）に拡大することについては、就業者の希望する就業時間と実際の就業時間との格差をより一層詳細に把握することによってワーク・ライフ・バランスの進展に関する分析を可能とするものであり、適当である（表2参照）。

（注）「継続就業希望者」とは、現在の仕事を今後も継続する意向を持っている者（現在の仕事のほかに、別の仕事もしたいと思っている者を除く。）をいう。

b 非求職等と出産との関係の把握等

就業抑制要因のより詳細な把握の観点から、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢について、従来「その他」等に含められていたとみられる出産を育児の一環として把握できるよう、新たに「育児のため」を「出産・育児のため」と変更することとしている。

また、「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢のうち、簡素化の観点から、類似していると考えられる従来の「収入が少なかった」及び「労働条件が悪かった」を新たに「労働条件が悪かった（収入が少なかったなど）」の形で統合することとしている。

このうち、前者については、それぞれの調査事項により、非求職、非就業及び前職の離職と出産との関係を把握することにより、ワーク・ライフ・バランスの進展に関する分析を可能とするものであり、適当である。

一方、後者については、労働条件には職場環境など収入以外のものが考えられること、過去の調査結果から「収入が少なかった」及び「労働条件が悪かった」のそれぞれに一定の出現率が見込まれることから従来どおり別々の選択肢にすることが適当である（表2及び表注参照）。

表2 就業時間の増減希望等に係る調査事項の変更内容

調査事項	現行	変更内容
就業時間の増減希望	<p>〈有業者に関する調査事項〉  <b>【継続就業者のみを調査対象】</b></p> <p>(選択肢)  <input type="radio"/>今のままでよい  <input type="radio"/>増やしたい  <input type="radio"/>減らしたい</p>	<p>〈有業者に関する調査事項〉  <b>【全ての有業者（仕事をすっかりやめてしまいたい者を除く）を調査対象】</b></p> <p>(選択肢)  <input type="radio"/>今のままでよい  <input type="radio"/>増やしたい  <input type="radio"/>減らしたい</p>
非求職理由	<p>〈無業者に関する調査事項〉  (選択肢)  <input type="radio"/>探したが見つからなかった  <input type="radio"/>希望する仕事がありそうにない  <input type="radio"/>知識・能力に自信がない  <input type="radio"/>病気・けがのため  <input type="radio"/>高齢のため  <input checked="" type="radio"/>育児や通学などのため仕事が続けられない  <input type="radio"/>家族の介護・看護のため  <input type="radio"/>急いで仕事につく必要がない  <input type="radio"/>学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている  <input type="radio"/>その他</p>	<p>〈無業者に関する調査事項〉  (選択肢)  <input type="radio"/>探したが見つからなかった  <input type="radio"/>希望する仕事がありそうにない  <input type="radio"/>知識・能力に自信がない  <input type="radio"/>病気・けがのため  <input type="radio"/>高齢のため  <input checked="" type="radio"/>通学のため  <input checked="" type="radio"/>出産・育児のため  <input type="radio"/>家族の介護・看護のため  <input type="radio"/>急いで仕事につく必要がない  <input type="radio"/>学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている  <input type="radio"/>その他</p>
非就業理由	<p>〈無業者に関する調査事項〉  (選択肢)  <input checked="" type="radio"/>育児のため  <input type="radio"/>家族の介護・看護のため  <input checked="" type="radio"/>家事（育児・介護・看護以外）のため  <input type="radio"/>通学のため  <input type="radio"/>病気・けがのため  <input type="radio"/>高齢のため  <input type="radio"/>学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている  <input type="radio"/>ボランティア活動に従事している  <input type="radio"/>仕事をする自信がない  <input type="radio"/>その他  <input type="radio"/>特に理由はない</p>	<p>〈無業者に関する調査事項〉  (選択肢)  <input checked="" type="radio"/>出産・育児のため  <input type="radio"/>家族の介護・看護のため  <input checked="" type="radio"/>家事（出産・育児・介護・看護以外）のため  <input type="radio"/>通学のため  <input type="radio"/>病気・けがのため  <input type="radio"/>高齢のため  <input type="radio"/>学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている  <input type="radio"/>ボランティア活動に従事している  <input type="radio"/>仕事をする自信がない  <input type="radio"/>その他  <input type="radio"/>特に理由はない</p>
前職の離職理由	<p>〈前職に関する調査事項〉  (選択肢)  <input type="radio"/>人員整理・勸奨退職のため  <input type="radio"/>会社倒産・事業所閉鎖のため  <input type="radio"/>事業不振や先行き不安  <input type="radio"/>一時的についた仕事だから  <input checked="" type="radio"/>収入が少なかった  <input checked="" type="radio"/>労働条件が悪かった  <input type="radio"/>自分に向かない仕事だった  <input type="radio"/>家族の転職・転勤又は事業所の移転のため  <input type="radio"/>定年のため  <input type="radio"/>雇用契約の満了のため  <input type="radio"/>病気・高齢のため  <input type="radio"/>結婚のため  <input checked="" type="radio"/>育児のため  <input type="radio"/>家族の介護・看護のため  <input type="radio"/>その他</p>	<p>〈前職に関する調査事項〉  (選択肢)  <input type="radio"/>人員整理・勸奨退職のため  <input type="radio"/>会社倒産・事業所閉鎖のため  <input type="radio"/>事業不振や先行き不安  <input type="radio"/>一時的についた仕事だから  <input checked="" type="radio"/>労働条件が悪かったため（収入が少なかったなど）  <input type="radio"/>自分に向かない仕事だった  <input type="radio"/>家族の転職・転勤又は事業所の移転のため  <input type="radio"/>定年のため  <input type="radio"/>雇用契約の満了のため  <input type="radio"/>病気・高齢のため  <input type="radio"/>結婚のため  <input checked="" type="radio"/>出産・育児のため  <input type="radio"/>家族の介護・看護のため  <input type="radio"/>その他</p>

(注) 1 ゴシック体・太字部分が変更箇所である（以下同じ）。

2 下線を付した部分は、修正が必要な箇所を示す。

### c 育児・介護の状況の詳細な把握

就業と育児・介護との関係を詳細に捉える観点から、新たに育児関連として「ふだんの育児の状況」及び「この1年間の育児休業制度等の利用状況」を、また、介護関連として「ふだんの介護の状況」及び「この1年間の介護休業制度等の利用状況」を把握する調査事項を追加することについては、就業と育児

休業や介護休業の取得状況との関係を把握することにより、ワーク・ライフ・バランスの進展に関する分析を可能とするものであり、適当である(表3参照)。

表3 育児・介護の状況に係る新設調査事項の内容

設問	内容
○ふだん育児をしていますか	<p>&lt;全員記入の調査事項&gt; (選択肢)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児をしている</li> <li>・育児をしていない</li> </ul>
○この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・した <ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業</li> <li>短時間勤務</li> <li>子の看護休暇</li> <li>その他</li> </ul> </li> <li>・しなかった</li> </ul>
○ふだん家族の介護をしていますか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護をしている</li> <li>・介護をしていない</li> </ul>
○この1年間に介護休業などの制度を利用しましたか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・した <ul style="list-style-type: none"> <li>介護休業</li> <li>短時間勤務</li> <li>介護休暇</li> <li>その他</li> </ul> </li> <li>・しなかった</li> </ul>

(「育児をしている」を選択した者が回答)

(「介護をしている」を選択した者が回答)

#### (イ) 就業時間に関する把握の詳細化

総務省は、実労働時間のより適切な把握の観点から、表4のとおり、「1週間の就業時間」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「65時間以上」を新たに「65～74時間」及び「75時間以上」に分割することを計画している。

これについては、平成19年に実施された就業構造基本調査(以下「前回調査」という。)においては「65時間以上」に該当する者が、1年間の就業日数が300日以上の場合、全体の26.0%を占めている等、他の区分に該当する者に比べ非常に多いため、当該分割により長時間労働者のより詳細な実態が明らかとなり、長時間労働の背景等の分析に有用なデータになることから、適当である。

表4 就業時間に関する把握の詳細化に係る調査事項の変更内容

現行	変更内容
<p>&lt;有業者に関する調査事項&gt; (選択肢)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○15時間未満</li> <li>○15～19時間</li> <li>⋮</li> <li>○60～64時間</li> <li><b>○65時間以上</b></li> </ul>	<p>&lt;有業者に関する調査事項&gt; (選択肢)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○15時間未満</li> <li>○15～19時間</li> <li>⋮</li> <li>○60～64時間</li> <li><b>○65～74時間</b></li> <li><b>○75時間以上</b></li> </ul>

#### (ウ) 非正規雇用者の雇用契約期間等の把握の詳細化

総務省は、有期雇用契約のより詳細な把握の観点から、表5のとおり、雇用契約期間の把握に当たり、従来の「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」<sup>(注)</sup>という類型区分で把握する方法をやめ、この関係の調査事項を削除し、正規の職員・従業員、パートといった勤め先における呼称のみを把握するとともに、新たに「雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」及び「雇用契約の更新の有無」

を把握する調査事項を追加することを計画している。

これについては、従来の常雇に該当する非正規雇用者について、より具体的な雇用契約の期間や更新回数を把握することにより、非正規雇用者に関するより詳細な分析を可能とするものであり、また、前回答申において今後の課題とされている雇用契約期間の把握方法の見直しにも対応したものであることから、おおむね適当である。

ただし、「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項の選択肢のうち、「1か月以上1年以下」については、独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成20年に実施した「働くことと学ぶことについての調査」に参考となる事項があり、その結果を勘案すると、雇用契約期間が1か月以上1年以下に該当する者の全有期雇用契約労働者に占めるウェイトが極めて大きいと考えられることから、「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割することが必要である（表5注参照）。

なお、前職に関する調査事項においても、同様に「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」を削除し、勤め先における呼称のみを把握することとしており、これについても適当である。

(注) 「常雇」等とは、次の者をいう。  
 常雇：1年を超える又は雇用期間を定めない雇用契約で雇われている者で「役員」以外の者  
 臨時雇：1か月以上1年以内の雇用契約で雇われている者  
 日雇：日々又は1か月未満の雇用契約で雇われている者

表5 雇用契約期間の定めの有無等に係る調査事項の変更内容

現行	変更内容
〈有業者に関する調査事項〉 (選択肢) <b>○雇われている人のうち</b> ・常雇 ・臨時雇 ・日雇 ↓ (上記のいずれかを選択の後、以下の選択肢へ) ・正規の職員・従業員 ・パート ・アルバイト ・労働者派遣事業所の派遣社員 ・契約社員 ・嘱託 ・その他	〈有業者に関する調査事項〉 (選択肢) <b>○雇われている人のうち</b> ・正規の職員・従業員 ・パート ・アルバイト ・労働者派遣事業所の派遣社員 ・契約社員 ・嘱託 ・その他 ↓ (上記のいずれかを選択の後、以下の選択肢へ) <b>○雇用契約期間の定めの有無</b> ・定めない(定年までの雇用を含む) ・定めがある 1か月未満 <u>1か月以上1年以下</u> 1年超3年以下 3年超5年以下 その他 ・わからない ↓ (いずれかを選択の後、以下の選択肢へ) <b>○雇用契約の更新</b> ・ない ・ある→更新回数を記入

(注) 1 前職に関する調査事項においても、同様に「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」を削除し、正規の職員・従業員、パートといった勤め先における呼称のみを把握することとしている。  
 2 下線を付した部分は、修正が必要な箇所を示す。

## (エ) 東日本大震災の就業への影響の把握

総務省は、東日本大震災の就業への影響を把握する観点から、表6のとおり、新たに「震災の仕事への影響」、「避難の有無」、「震災時の居住地」等を把握する調査事項を追加することを計画している。

これについては、震災の雇用への影響、その後の雇用状況の変化等を把握し、被災地域の雇用を中心とした復興対策や大災害発生時における雇用対策の検討を可能とするものであり、おおむね適当である。

ただし、本調査事項は、被災地域の住民のみならず、全国各地に避難した被災者も含めて広く震災発生の前後における仕事への影響を把握するものであることを踏まえ、調査対象者全員が記入する調査事項であることを、調査事項の表題にある「全員が記入してください」の文言を拡大する等により、より明確にすることが必要である。

表6 東日本大震災の就業への影響に係る新設調査事項の内容

設問	内容
○勤め先等が震災の直接の被害を受けたことにより当時のおもな仕事に影響がありましたか	<p>〈全員記入の調査事項〉 (選択肢)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接の被害による仕事への影響はなかった</li> <li>・直接の被害による仕事への影響があった 休職した(休業したを含む) 離職した(事業の廃止を含む) その他(離職や休職はしなかった)</li> <li>・当時、仕事についていなかった</li> </ul>
○震災により避難しましたか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難した</li> <li>・避難しなかった(→記入終わり)</li> </ul>
○現在、避難していますか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在避難している</li> <li>・現在避難していない 震災後に転居した 震災前の住居に戻った(→記入終わり)</li> </ul>
○震災時にどこに住んでいましたか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在と同じ市区町村</li> <li>・現在と同じ都道府県内の別の市区町村 (→市区町村名を記入)</li> <li>・現在とは別の都道府県(→都道府県名を記入)</li> </ul>

## (オ) その他

### a 個人の属性等の把握等

総務省は、社会経済情勢の変化に対応した形で個人の属性等を一層的確に把握する観点から、下記及び表7のとおり、調査事項の変更を行うことを計画している。

- ① 「就学状況」について、卒業時期と現在の就業実態や雇用形態(正規雇用、非正規雇用等)との関係のより詳細な把握
- ② 「学校区分」について、卒業又は在学中の学校のより詳細な把握
- ③ 「居住地」について、転勤、離・転職等による就業者の移動状況のより詳細な把握
- ④ 「収入の種類」について、社会保障給付による収入のより詳細な把握
- ⑤ 「希望する仕事の種類」について、農林水産分野への就業希望者の把握及び日本標準職業分類の改定(平成21年12月21日)への対応

⑥ 「1年間の収入又は収益」について、高所得者階級の収入のより詳細な把握

これらについては、特段の記入対象者の負担増加とならない一方で、個人の属性等をより詳細に把握し、これらと就業・不就業の状況との相互関係を分析することにより、就業構造等のよりの確な分析を可能とするものであること並びに「居住地」及び「収入の種類」を把握する調査事項の変更については、前回回答申において今後の課題とされている居住地の移動の理由及び社会保険の加入状況の把握の検討にも対応したものであることから、おおむね適当である。

ただし、「希望する仕事の種類」を把握する調査事項について、当該調査事項が職種の把握を目的としていることを明確にするため、設問文中で「希望する仕事」の後に「職種」であることを明示することが必要である。

また、当該調査事項に新たに追加する選択肢である「農林漁業職」については、時系列的な影響を踏まえ、選択肢の冒頭ではなく後方（「その他（保安職など）」の前）に配置することが適当である（表7注参照）。

表7 個人の属性等の把握等に係る調査事項の変更内容

調査事項	現行	変更内容
就学状況	<p>〈個人の属性に関する調査事項〉 （選択肢） ○在学中 ○卒業 ○在学したことがない</p>	<p>〈個人の属性に関する調査事項〉 （選択肢） ○卒業 ○在学中 ○在学したことがない</p> <p style="text-align: right;">（「卒業」を選択した者が回答）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○昭和57年（1982年）以前 ○昭和58年（1983年）以後 （→昭和58年（1983年）以後の 卒業生については、卒業年次を記入）</p>
学校区分	<p>〈個人の属性に関する調査事項〉 （選択肢） ○小学・中学 ○高校・旧制中 ○専門学校 ○短大・高専 ○大学 ○大学院</p>	<p>〈個人の属性に関する調査事項〉 （選択肢） ○小学・中学 ○高校・旧制中 ○専門学校（修業年限） ・1年以上2年未満 ・2年以上4年未満 ・4年以上 ○短大・高専 ○大学 ○大学院</p>

調査事項	現行	変更内容
居住地	<p>〈個人の属性に関する調査事項〉 (選択肢)</p> <p><b>○1年前の居住地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の住居</li> <li>・同じ市区町村の別のところ</li> <li>・同じ都道府県内の別の市区町村</li> <li>・他の都道府県 (→都道府県名を記入)</li> <li>・外国</li> </ul>	<p>〈個人の属性に関する調査事項〉 (選択肢)</p> <p><b>○現在の場所への居住開始時期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出生時から</li> <li>・上記以外は、居住開始時期を記入</li> </ul> <p><b>○現在の場所への居住理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたの仕事の都合 <ul style="list-style-type: none"> <li>仕事につくため</li> <li>仕事をやめたため</li> <li>転勤のため</li> <li>その他</li> </ul> </li> <li>・家族の仕事の都合</li> <li>・通学のため</li> <li>・結婚のため</li> <li>・子供の養育・教育のため</li> <li>・介護・看護のため</li> <li>・その他</li> </ul> <p><b>○現在の場所に居住する前の居住地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ市区町村内の別のところ</li> <li>・同じ都道府県内の別の市町村</li> <li>・他の都道府県 (→都道府県名を記入)</li> <li>・外国</li> </ul>
収入の種類	<p>〈世帯の属性に関する調査事項〉 <b>【世帯単位に把握】</b> (選択肢)</p> <p><input type="radio"/> 賃金・給料</p> <p><b>○事業収入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業収入</li> <li>・その他の事業収入</li> </ul> <p><input type="radio"/> 内職収入</p> <p><input type="radio"/> 家賃・地代</p> <p><input type="radio"/> 利子・配当</p> <p><b>○年金・恩給</b></p> <p><b>○雇用保険</b></p> <p><input type="radio"/> 仕送り</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p>* 選択肢から主なもの一つと、その他該当するもの全てを選択</p>	<p>〈個人の属性に関する調査事項〉 <b>【世帯員単位に把握】</b> (選択肢)</p> <p><input type="radio"/> 賃金・給料</p> <p><b>○事業収入 (農業収入を含む)</b></p> <p><input type="radio"/> 内職収入</p> <p><b>○社会保障給付</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金・恩給</li> <li>・雇用保険</li> <li>・その他の給付</li> </ul> <p><input type="radio"/> 仕送り</p> <p><input type="radio"/> 家賃・地代</p> <p><input type="radio"/> 利子・配当</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p><b>○なし</b></p> <p>* 選択肢から主なもの一つと、その他該当するもの全てを選択</p>
一年間の収入又は収益	<p>〈有業者に関する調査事項〉 (選択肢)</p> <p><input type="radio"/> 収入なし・50万円未満</p> <p><input type="radio"/> 50～99万円</p> <p><input type="radio"/> 100～149万円</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p><input type="radio"/> 900～999万円</p> <p><b>○1000～1499万円</b></p> <p><input type="radio"/> 1500万円以上</p>	<p>〈有業者に関する調査事項〉 (選択肢)</p> <p><input type="radio"/> 収入なし・50万円未満</p> <p><input type="radio"/> 50～99万円</p> <p><input type="radio"/> 100～149万円</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p><input type="radio"/> 900～999万円</p> <p><b>○1000～1249万円</b></p> <p><b>○1250～1499万円</b></p> <p><input type="radio"/> 1500万円以上</p>

調査事項	現行	変更内容
希望する 仕事の種 類	<p>〈無業者に関する調査事項〉 (選択肢)</p> <p><b>○製造・生産工程</b> <b>○建設・労務</b> <b>○運輸・通信職</b> ○営業・販売職 ○サービス職業 ○専門的・技術的職業 ○管理的職業 ○事務職 ○その他(保安職など) ○仕事の種類にこだわっていない</p>	<p>〈無業者に関する調査事項〉 (選択肢)</p> <p><b>○農林漁業職 ※</b> <b>○製造・生産工程職</b> <b>○建設・採掘職</b> <b>○輸送・機械運転職</b> ○営業・販売職 ○サービス職業 ○専門的・技術的職業 ○管理的職業 ○事務職 ○その他(保安職など) ○仕事の種類にこだわっていない</p>

(注) 下線を付した部分は、修正が必要な箇所を示しており、「その他(保安職など)」の前に配置することとしている。

## b 労働力調査との整合性の確保

総務省は、「非求職理由」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項については、今回、前述(ア)－b以外の変更は予定していない。

しかしながら、労働力調査の同様の調査事項の選択肢と比べてみると、その配列は以下のとおり、不整合となっている。

- ① 「非求職理由」を把握する調査事項の選択肢について、労働力調査では、「適当な仕事がありそうにない」の後に「出産・育児のため」及び「介護・看護のため」が続いている一方、就業構造基本調査では、「適当な仕事がありそうにない」に類する選択肢の後に「高齢のため」、「通学のため」、「出産・育児のため」及び「介護・看護のため」が続いており、選択肢の配列が異なっている。
- ② 「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢について、労働力調査では、非自発的理由に係るもの(会社倒産、人員整理等)と自発的理由に係るもの(育児、介護等)を分けて配列しているが、就業構造基本調査では、両者が混在した形で配列されている。

こうした両調査間での不整合は、就業構造基本調査と労働力調査との比較分析等の支障となるおそれがあることから、労働力調査に合わせて、表8のとおり、選択肢を配列する必要がある。

表 8 非求職理由（選択肢の配列）等に係る調査事項の修正

調査事項	計画案	答申（修正）案
非求職理由（選択肢の配列）	<p>〈無業者に関する調査事項〉 （選択肢）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○探したが見つからなかった</li> <li>○希望する仕事がありそうにない</li> <li>○知識・能力に自信がない</li> <li>○<b>病気・けがのため</b></li> <li>○<b>高齢のため</b></li> <li>○<b>通学のため</b></li> <li>○<b>出産・育児のため</b></li> <li>○<b>家族の介護・看護のため</b></li> <li>○<b>急いで仕事につく必要がない</b></li> <li>○<b>学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている</b></li> <li>○その他</li> </ul> <p>（注）本項目は、選択肢の配列に係る変更であるため、「現行」欄には、便宜、表1の「非求職理由」の「変更内容」欄に記載している選択肢を記載している。</p>	<p>〈無業者に関する調査事項〉 （選択肢）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○探したが見つからなかった</li> <li>○希望する仕事がありそうにない</li> <li>○知識・能力に自信がない</li> <li>○<b>出産・育児のため</b></li> <li>○<b>介護・看護のため</b></li> <li>○<b>病気・けがのため</b></li> <li>○<b>高齢のため</b></li> <li>○<b>通学のため</b></li> <li>○<b>学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている</b></li> <li>○<b>急いで仕事につく必要がない</b></li> <li>○その他</li> </ul>
前職の離職理由（選択肢の配列）	<p>〈前職に関する調査事項〉 （選択肢）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>人員整理・勧奨退職のため</b></li> <li>○<b>会社倒産・事業所閉鎖のため</b></li> <li>○<b>事業不振や先行き不安のため</b></li> <li>○<b>一時的についた仕事だから</b></li> <li>○<b>収入が少なかったため</b></li> <li>○<b>労働条件が悪かったため</b></li> <li>○<b>自分に向かない仕事だった</b></li> <li>○<b>家族の転職・転勤又は事業所の移転のため</b></li> <li>○<b>定年のため</b></li> <li>○<b>雇用契約の満了のため</b></li> <li>○<b>病気・高齢のため</b></li> <li>○<b>結婚のため</b></li> <li>○<b>出産・育児のため</b></li> <li>○<b>家族の介護・看護のため</b></li> <li>○その他</li> </ul> <p>（注）本項目は、選択肢の配列に係る変更であるため、「現行」欄には、便宜、表2の「前職の離職理由」の「変更内容」欄に記載している選択肢を記載している。</p> <p>ただし、「○労働条件が悪かったため（収入が少なかったなど）」は、便宜、「○収入が少なかったため」、「○労働条件が悪かったため」にしている。</p>	<p>〈前職に関する調査事項〉 （選択肢）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>会社倒産・事業所閉鎖のため</b></li> <li>○<b>人員整理・勧奨退職のため</b></li> <li>○<b>事業不振や先行き不安のため</b></li> <li>○<b>定年のため</b></li> <li>○<b>雇用契約の満了のため</b></li> <li>○<b>収入が少なかったため</b></li> <li>○<b>労働条件が悪かったため</b></li> <li>○<b>結婚のため</b></li> <li>○<b>出産・育児のため</b></li> <li>○<b>介護・看護のため</b></li> <li>○<b>病気・高齢のため</b></li> <li>○<b>自分に向かない仕事だった</b></li> <li>○<b>一時的についた仕事だから</b></li> <li>○<b>家族の転職・転勤又は事業所の移転のため</b></li> <li>○その他</li> </ul> <p>（注）上記の選択肢のうち、①に係るものが非自発的理由に、②に係るものが自発的理由にそれぞれ相当する。</p>

## イ 調査事項の削除

総務省は、表9のとおり、調査事項を削除することを計画している。

### （ア）「現職への就業理由」及び「前職の企業全体の従業者数」の削除

総務省は、時系列変化の状況等を踏まえ、「現職への就業理由」及び「前職の企業全体の従業者数」を把握する調査事項を削除することを計画している。

これについては、就業理由の項目別出現率及び前職の従業者規模別転職就業者の構成比は過去2回分の調査結果をみると時系列的に大きな変化がないこと、及び報告者の負担軽減にも寄与するものであることから、やむを得ないものである。

(イ) 「9月末1週間の就業・不就業の状態」を削除

総務省は、「9月末1週間の就業・不就業の状態」(アクチュアル・ベース)を把握する調査事項を削除することを計画している。

これについては、前回調査及び平成14年調査において本調査事項と「ふだんの就業・不就業の状態」(ユージュアル・ベース)を把握する調査事項とのクロス集計に基づく結果を分析したところ、ユージュアル・ベースとアクチュアル・ベースで就業状態が整合的でない者の多くは、例えば一つの就業が短期間で、離転職を繰り返す頻度が高い者など就業状態が安定していない者であることが判明した。

この結果によれば、アクチュアル・ベースは、調査対象期間を短くすることで曖昧さを排除し、より客観的な就業状態を把握することができることから、就業状態の時系列的な変化をみるのに適切であるが、月末1週間の状況に左右されるため、構造面の把握という観点からは、安定しない面もある。一方、ユージュアル・ベースは、調査対象期間が長いことから、ふだんの状態を把握できるため、就業状態の構造面を捉えるのに適切であると考えられる。

当該削除については、上記のとおり、今回明らかになった両調査方法の特性を踏まえ、今後はユージュアル・ベースのみの調査とすることとしたことに伴うもので、また、調査対象者の負担軽減にも寄与するものであること、前回答申において今後の課題とされている「ふだんの就業状態のとらえ方に関する検討」に対応したものであることから、適当である。

表9 現職への就業理由等に係る調査事項の削除

調査事項	現行	変更内容
現職への就業理由	(有業者に関する調査事項) (選択肢) <input type="checkbox"/> 失業していた <input type="checkbox"/> 学校を卒業した <input type="checkbox"/> 収入を得る必要が生じた <input type="checkbox"/> 知識や技能を生かしたかった <input type="checkbox"/> 社会に出たかった <input type="checkbox"/> 時間に余裕ができた <input type="checkbox"/> 健康を維持したい <input type="checkbox"/> よりよい条件の仕事が見つかった <input type="checkbox"/> その他	<b>【削除】</b>
前職の企業全体の従業者数	(前職に関する調査事項) (選択肢) <input type="checkbox"/> 1人 <input type="checkbox"/> 2～4人  <input type="checkbox"/> 500～999人 <input type="checkbox"/> 1000人以上 <input type="checkbox"/> 官公庁など	<b>【削除】</b>

9 月 末 1 週 間 の 就 業 ・ 不 就 業 の 状 態	<p>〈全員記入の調査事項〉</p> <p>9 月 末 1 週 間 ( 9 月 24 日 ~ 30 日 ) に 少 し で も 仕 事 を し た か ど う か に つ い て ふ だ ん の 状 況 に か か わ ら ず 記 入 し て く だ さ い</p> <p>( 選 択 肢 )</p> <p>○ お も に 仕 事</p> <p>○ 通 学 の か た わ ら に 仕 事</p> <p>○ 家 事 な ど の か た わ ら に 仕 事</p> <p>○ 仕 事 を 少 し も し な か っ た 人 の う ち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕 事 を 休 ん で い た <ul style="list-style-type: none"> <li>病 気 ・ け が の た め</li> <li>育 児 の た め</li> <li>家 族 の 介 護 ・ 看 護 の た め</li> <li>休 暇 の た め</li> <li>そ の 他</li> </ul> </li> <li>・ 仕 事 を 探 し て い た</li> <li>・ 通 学</li> <li>・ 家 事 <ul style="list-style-type: none"> <li>育 児</li> <li>家 族 の 介 護 ・ 看 護</li> <li>育 児 ・ 介 護 ・ 看 護 以 外</li> </ul> </li> <li>・ そ の 他 ( 高 齢 者 な ど )</li> </ul>	【削除】
---------------------------------	--	------

## (2) 調査方法の変更

### ア インターネットを用いた回答方式を選択できる対象地域の拡大

総務省は、調査実施の効率化等の観点から、前回調査で一部地域（8都県の9市2特別区）において試験的に導入したインターネットを用いた回答方式（以下「オンライン調査」という。）について、表10のとおり、原則として、都道府県庁所在地、政令指定都市及び人口30万以上の市にその対象地域を拡大して実施することを計画している。

これについては、報告者の利便性を向上させ、調査票の円滑な提出を可能とする措置であることから、おおむね適当である。

ただし、実査を担う地方公共団体が、インターネットによる回答の内容について審査・疑義照会を行う際、インターネット端末機器において、調査対象者の回答を一人分ずつしか確認できないことから、当該審査等に多くの時間を要し、事務負担も大きなものになることが考えられる。

このため、総務省は、地方公共団体ごとに各調査対象者について、特に疑義の発生が多いと考えられる職業、産業等の回答結果の一覧表を作成し、それを速やかに地方公共団体に提供するなどにより、地方公共団体における審査等事務の効率化及び負担軽減を図る必要がある。

表10 オンライン調査の対象地域の拡大の状況

区 分	平成24年調査	平成19年調査
調査区数	約12,000調査区 標本調査区の約40%	911調査区 標本調査区の約3%
市町村数	122市（特別区は1市とカウント） 対象市町村の約7%	9市、2特別区 対象市町村の約0.5%
世帯数	約180,000世帯 標本世帯の約40%	約14,000世帯 標本世帯の約3%
対象世帯員	約390,000人 標本対象世帯員の約40%	約29,200人 標本対象世帯員の約3%

(注) 対象市町村数は、約1,700市町村

## イ コールセンターの設置

総務省は、調査対象世帯からの照会への的確な対応の観点から、民間事業者に委託してコールセンターを設置することを計画している。

これについては、オンライン調査の対象地域の拡大等により、調査対象世帯から地方公共団体への照会が増加することが予想される中、調査の円滑な実施や地方公共団体の照会対応業務の負担軽減を図るものであることから、適当であるが、経費の高騰を招かない形で実施することが必要である。

### (3) 集計事項の変更

総務省は、調査内容の変更等に伴い、少子高齢化における雇用環境、ワーク・ライフ・バランスの実態把握、非正規就業の実態把握等に寄与する集計の充実を図るとともに、地域別集計結果の利用促進の観点から、従来の地域区分(全国、都道府県、政令指定都市、県庁所在都市及び人口 30 万以上の市)による集計に加え、新たな地域区分(都道府県内ブロック)による集計を行うことを計画している。

これらについては、政策課題を検討するための有用な情報を提供するとともに、利用者ニーズに応えるものであることから、おおむね適当である。

ただし、雇用契約期間の定めの有無が継続勤務年数に影響を及ぼしていることが考えられることから、当該影響の有無、程度等を把握するため、「雇用契約期間の定め有無・1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項の結果と「継続勤務年数」を把握する調査事項の結果をクロスした集計を追加する必要がある。

また、新たな地域区分(都道府県内ブロック)の名称及び範囲については、利用者の利便性の向上の観点から、全国消費実態調査(総務省、基幹統計調査)で使用している「県内経済圏」の名称及び範囲との整合性を図ることが必要である。

## 3 今後の課題

就業構造基本調査は、国民の就業構造を詳細に捉えることができる唯一の調査であり、かつ、5年に1回の調査であることから、今後の非正規雇用者の実態やワーク・ライフ・バランスの変化の状況等を平成 29 年に実施予定の次回調査においても十分に勘案する必要がある。その際、以下について検討すること。

### (1) 「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化

「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項に係る選択肢のうち、「1か月以上1年以下」については、平成24年10月実施予定の就業構造基本調査(以下「今回調査」という。)において「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割することが必要であるとしたところであるが(前述2-(1)-ア-(ウ)参照)、独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成20年に実施した「働くことと学ぶことについての調査」に参考となる事項があり、その結果を勘案すると、雇用契約期間が3か月である労働者が全有期雇用契約者の中で一定程度のウェイトを占めていることが考えられることから、更に「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割することを検討すること(表5注参照)。

### (2) 「現職への就業理由」の把握の検討

「現職への就業理由」を把握する調査事項については、今回調査においては就業理

由の項目別出現率が時系列に大きな変化がないことから削除することとしているが、本調査事項は「前職の離職理由」を把握する調査事項との関係から、転職の実態を分析する上で有用な情報であることから、今回調査の結果を踏まえ、必要に応じて、本調査事項の復活について検討すること（前述2-(1)-イ-（ア）参照）。

## II 就業構造基本調査の指定の変更（名称の変更）

### 1 承認の適否

基幹統計の名称を「就業構造基本調査」から「就業構造基本統計」へ変更して差し支えない。

### 2 理由等

「就業構造基本調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

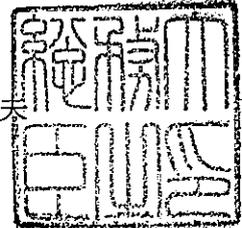
新たな基幹統計の名称については、「統計」と「調査」を区分する考え方を徹底する観点から、「調査」という用語を含めることは適当でないことを勘案し、また、統計法の考え方にに基づき基幹統計の名称を変更した過去の例も踏まえ、「就業構造基本統計」とすることが適当である。



総政企第283号  
平成23年10月21日

統計委員会委員長 殿

総務大臣  
川端 達夫



諮問第40号

就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更  
(名称の変更) について (諮問)

標記について、平成23年10月13日付け総統労第159号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第11条第2項において準用する法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

併せて、基幹統計の指定の変更(名称の変更)に当たり、法第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

# 諮 問 の 概 要

(平成 24 年に実施される就業構造基本調査の計画及び就業構造基本調査(基幹統計)の指定の変更(名称の変更)について)

## I 平成24年に実施される就業構造基本調査の計画

### 1 調査の目的等

就業構造基本調査は、雇用の構造的な変化を把握する観点から、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造の実態を明らかにすることを目的として、世帯を対象に実施している調査である。

本調査は、昭和 31 年に第 1 回調査を実施し、その後、昭和 57 年まではおおむね 3 年周期、昭和 58 年以降は 5 年周期で実施しており、旧統計法(昭和 22 年法律第 18 号)に基づく指定統計調査として、平成 19 年までに 15 回の調査を実施してきた。平成 21 年 4 月からは、新統計法(平成 19 年法律第 53 号)の全面施行に伴い、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計(就業構造基本調査)を作成するための基幹統計調査として実施している。

本調査の結果は、重点的に取り組むべき雇用・労働政策の方向性の検討や労働時間に関する検討などに利用されているほか、男女共同参画関連施策や地方公共団体における政策立案の検討にも幅広く活用されている。

### 2 諮問の趣旨

近年、企業間競争の激化、経済の低迷等を背景として、非正規雇用者の増加等就業構造が大きく変化しつつある。また、少子高齢化が急速に進行し、労働力人口の減少が社会全体の課題となる中で、多様な人材を十分に活用する必要があることから、仕事と生活との調和を図るワーク・ライフ・バランスや育児・介護支援の重要性が高まっている。

こうしたことから、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)において、働き方の多様化に対応した労働法制の改正に資する観点や少子高齢化対策及びワーク・ライフ・バランスの実現に資する統計の整備を図る観点から、関係する統計調査において、必要な調査事項の追加等についての検討が求められている。

これらのことを受け、全国及び地域別の就業構造の実態をよりの確に把握するため、報告者の負担に配慮しつつ、調査事項等の変更を行うことについて統計委員会に諮問するものである。

### 3 主な変更内容

#### (1) 主な調査事項の変更

##### ア 調査内容の追加

##### (ア) 雇用契約期間に関する把握方法の変更

平成 16 年の労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)の改正において有期雇用契約の年限が延長されたことに伴い、有期雇用契約の状況に大きな変化が生じたと考えられるため、その実態をよりの確に捉えるため、「雇用契約期間の定めの有無及び 1 回当たりの雇用契約期間」及び「雇用契約の更新の有無・更新回数」を新たに追加する。

(イ) 育児・介護の状況の追加

今後の少子高齢化対策に資する基礎データを提供する観点から、就業と育児・介護との関係を把握するため、「育児・介護の実施の有無」及び「育児休業・介護休業の取得の有無、休業形態」を新たに追加する。

(ウ) 「収入の種類」の把握単位の変更

「収入の種類」は就業状況と密接に関連する事項であるが、このうち社会保障給付による収入について、雇用保険等の加入状況に関し過去の世帯を対象とする統計調査とそれに関係する業務統計との間にかい離が見受けられる等の状況を勘案すると、把握単位が従来の「世帯」では必ずしも十分かつ正確な調査ができないおそれがあるため、これを「世帯員」に変更する。

(エ) 「卒業年次」の追加

学校卒業時の経済情勢は、その後の雇用形態（正規雇用、非正規雇用等）等を大きく左右していると考えられることから、卒業年次と現在の就業実態との関係を明らかにするために、卒業後30年以内の昭和58年以降の卒業者について、「卒業年次」を追加する。

(オ) 「東日本大震災の仕事への影響」等の追加

東日本大震災が就業状況に与えた影響や震災後の就業異動の状況を把握・分析し、震災関連の雇用対策の効果を検証するため、「震災の仕事への影響（休職、離職等）」、「震災による避難の状況」等を新たに追加する。

## イ 調査内容の充実

(ア) 希望就業時間の調査対象を拡大

ワーク・ライフ・バランスの実現には、個人の置かれた状況に応じた多様な働き方を選択できる環境が確保される必要があることから、希望する就業時間と実際の就業時間とのミスマッチの状況をより一層詳細に分析するため、希望就業時間の調査対象を、従来の継続就業者（現在の仕事を今後も継続する意向を持っている就業者）のみならず、転職希望者等全ての就業者に拡大する。

(イ) 非求職理由の選択肢の変更

非求職理由と出産・育児との関係を分析することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するデータを提供するため、非求職理由の選択肢の一つである「育児や通学などのため仕事が続けられそうにない」を、「通学のため仕事が続けられそうにない」及び「出産や育児のため仕事が続けられそうにない」に分割する。

## ウ 調査事項の削除

(ア) 「現職への就業理由」の削除

「現職への就業理由」は、「前職の離職理由」との関係から転職の実態を分析するために設けていた調査事項であるが、時系列的に大きな変化はなくなり、把握する必要性が他の項目に比べ低いと考えられるため、報告者の負担軽減等も勘案し削除する。

(イ) 「前職の企業全体の従業者数」の削除

「前職の企業全体の従業者数」は、前職の企業規模が現職の企業規模や雇用形態にどのように影響を与えているかを分析するために設けていた調査事項であるが、時系列的に大きな変化はなくなり、把握する必要性が他の項目と比べ低いと考えられるため、報告者の負担軽減等も勘案し削除する。

(ウ) 9月末1週間の就業・不就業の状態を削除

本項目は、雇用情勢等の地域別実態をきめ細かく捉えることを目的に、平成 14 年就業構造基本調査及び平成 19 年就業構造基本調査（以下「平成 19 年調査」という。）の 2 回にわたり調査してきたが、ふだんの就業及び不就業の状態（以下「ユージュアル・ベース」という。）と月末 1 週間の就業及び不就業の状態（以下「アクチュアル・ベース」という。）の調査事項のクロス集計に基づく結果を分析したところ、就業状態が整合的でないものはごくわずかであったことから、ユージュアル・ベースの項目のみを調査することとし、アクチュアル・ベースの項目を削除する。

## (2) 調査方法の変更

### ア インターネットを用いた回答方式の対象地域の拡大

平成 19 年調査で一部地域（8 都県の 9 市 2 区）において試験的に導入したインターネットを利用して回答を行う方式について、その対象地域を拡大（原則として、全国の県庁所在都市、政令指定都市及び人口 30 万以上の市）して実施する。

### イ コールセンターの設置

本調査に関する報告世帯からの照会に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）を設置する。

## (3) 集計事項の変更

調査内容の追加・充実を踏まえ、①非正規就業の実態把握に資する集計、②少子高齢化における雇用環境の把握に資する集計、③ワーク・ライフ・バランスの実態把握に資する集計を充実させるとともに、地域別結果の利用の促進を図る観点から、これまでの地域区分（全国、都道府県、政令指定都市、県庁所在都市、人口 30 万以上の市）に加え新たな地域区分（県内ブロック）による集計を行う。また、東日本大震災と雇用との関係の把握に資する集計も行う。

## II 就業構造基本調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）

「就業構造基本調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区別しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

この点を踏まえ、基幹統計調査である就業構造基本調査の結果によって作成される基幹統計の名称を「就業構造基本調査」から適切な名称（案：就業構造基本統計）に変更する。

# 平成24年就業構造基本調査の概要

## 調査の概要

調査の目的：国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造の実態を明らかにする

調査の周期：昭和31～57年までおおむね3年おき、58年以降は5年ごとに実施（平成24年調査は16回目）

調査日：平成24年10月1日現在

調査対象：全国約3万2千調査区、約51万世帯の15歳以上の者約108万人

調査事項：

- ・有業者に関する事項（従業上の地位、雇用形態、産業、転職又は追加就業の希望の有無等）
- ・無業者に関する事項（就業希望の有無、非就業希望理由等）
- ・前職、初職に関する事項、訓練・自己啓発の有無 等

調査の流れ：



利活用状況：

- ・労働関係 ⇒雇用・労働政策の企画立案等の基礎資料としての利用や経済財政白書、労働経済白書などの各種白書等での利用
- ・男女共同参画関係⇒能力開発・生涯学習施策に関する基礎資料としての利用
- ・地方公共団体⇒都道府県における雇用対策や男女共同参画計画の策定など幅広く利活用

## 近年の重要課題(新たなニーズ)

平成24年調査においては、少子高齢化による労働力人口の減少や非正規雇用の増加に見られる雇用の構造的な変化に対応するとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）等における指摘事項を踏まえ、調査内容の見直し等を行う。

- 少子高齢化の進展への対応やワーク・ライフ・バランスの状況の把握
  - ・就業と育児、介護の関係の分析に資する事項の検討
- 非正規雇用の実態の的確な把握
  - ・有期雇用契約の分析に資する事項の検討
- 若年者の雇用問題への対応
  - ・若年層の厳しい雇用状況の分析に資する事項の検討
- 東日本大震災と雇用との関係の把握
- 調査環境の変化を踏まえた調査の効率的な実施

## 平成24年調査のポイント

- 少子高齢社会における雇用環境の把握及びワーク・ライフ・バランスの分析に資するため、育児・介護に関する調査事項として、育児・介護の実施状況、育児休業・介護休業などの取得の有無を追加
- 非正規雇用の実態把握を充実させるため、雇用契約期間に関する調査事項を追加
- 雇用保険等の受給状況を的確に捉えるため、年間収入の把握を世帯から個人単位に変更
- 学卒時の経済情勢と就業実態の関係を明らかにするため、調査事項に学校の卒業時期を追加
- 東日本大震災と雇用との関係を把握するため、震災による離職等の状況や避難の状況を追加
- 地域別の就業の実態を明らかにするための集計の充実（都道府県内ブロック別集計の追加）
- オンライン調査の導入地域の拡大とコールセンターの設置による調査の効率的かつ円滑な実施

## 就業構造基本調査結果の利用状況

### 行政上の施策への利用等

- ① 「産業構造審議会」において、経済成長と公平性を図る上での基礎資料として利用
- ② 「雇用政策研究会」において、重点的に取り組むべき雇用・労働政策の方向性についての議論の基礎資料として利用
- ③ 「労働政策審議会」において、労働条件（労働時間等）に関する議論の基礎資料として利用
- ④ 「男女共同参画会議」において、男女共同参画の視点からみた生活困難者の実態把握及び関連施策検討のための基礎資料として利用
- ⑤ 都道府県等別の就業構造の分析及び地域活性化施策の立案

### 白書等における分析での利用

- ① 経済財政白書
- ② 労働経済白書
- ③ 厚生労働白書
- ④ 青少年白書
- ⑤ 男女共同参画白書
- ⑥ 高齢社会白書
- ⑦ 中小企業白書
- ⑧ ものづくり白書
- ⑨ 子ども・子育て白書
- ⑩ 文部科学白書

### 国民経済計算の推計への利用

国民経済計算における国民所得の推計のための就業者数、雇用者数の算出に利用

### 地方公共団体における利用

- ① 地方公共団体における男女共同参画計画策定の基礎資料として利用
- ② 職業能力開発計画策定の基礎資料として利用